

真田宝物館企画展 **昌幸の選抜**

会期 【令和5年7月1日(土) ▶ 9月25日(月)】

前期 7月1日(土) ▶ 8月21日(月)

後期 8月23日(水) ▶ 9月25日(月)

展示資料リスト

No.	資料名	年代	指定	数量	展示期間	所蔵
1	長国寺殿御事蹟稿	天保14年(1843)		1件		
2	甲陽軍鑑			1件		
3	真田家系図	江戸時代		1点		
4	真田信綱判物	天正2年(1574)閏11月11日	上田市指定文化財	1点		山家神社
5	太刀(青江の大太刀)		重要文化財	1振	前期	
6	武田二十四将図	江戸時代		1点	後期	
7	陣鐘	弘治3年(1557)		1点	後期	
8	真田信綱所用 鎧			1領		信綱寺
9	真田幸綱画像	嘉永元年(1848)12月		1点		
10	真田昌幸判物	天正3年(1575)11月17日	上田市指定文化財	1点		山家神社
11	武田勝頼書状	[天正6年(1578)]6月29日		1点	前期	長野市立博物館
12	武田勝頼書状	[天正6年(1578)]9月10日		1点	後期	
13	法螺貝			1点		
14	武田勝頼条目	天正9年(1581)6月7日	長野県宝	1点		
15	上州沼田古城図	江戸時代		1舗	前期	上智大学中澤研究室
16	真田昌幸書状	[天正10年(1582)]3月6日		1点	前期	
17	真田昌幸書状	天正10年(1582)6月16日		1点	後期	
18	徳川家康書状	[天正10年(1582)]9月19日	千曲市指定文化財	1点	後期	千曲市教育委員会
19	徳川家康判物	天正10年(1582)9月28日		1点	前期	
20	北条氏直書状	[天正10年(1582)]10月22日		1点	前期	禰津家寄託
21	北条氏朱印状	天正10年(1582)10月25日		1点	後期	禰津家寄託
22	皺革包仏二枚胴具足			1領		
23	唐冠兜			1点		
24	須田満親書状	[天正13年(1585)]8月29日		1点		
25	真田信之(信幸)書状	[天正13年(1585)]閏8月13日		1点		
26	信州上田初之真田陣絵図			1舗	前期	上智大学中澤研究室
27	上田古戦図			1舗	後期	
28	上杉景勝書状	[天正13年(1585)か]9月5日		1点	前期	
29	上杉景勝書状	[天正13年(1585)]9月5日		1点	後期	禰津家寄託
30	真田昌幸書状	[天正13年(1585)]11月17日		1点		長野市立博物館寄託
31	豊臣秀吉書状(複製品)	[天正13年(1585)]11月19日		1点	前期	原本 真田氏歴史館
32	豊臣秀吉判物	[天正13年(1585)]10月17日	長野県宝	1点	後期	
33	刀 無銘 伝三原	鎌倉時代末期~南北朝時代	長野県宝	1振	後期	
34	豊臣秀吉画像			1点		
35	徳川家康判物	[天正17年(1589)]11月10日	長野県宝	1点	前期	
36	豊臣秀吉朱印状	[天正17年(1589)]11月21日	長野県宝	1点	後期	
37	豊臣秀吉朱印状	年未詳 11月21日		1点		片岡久晴氏
38	茶壺 蓮華王			1点		
39	茶壺 卯の花			1点		
40	長束正家等連署書状	[慶長5年(1600)]7月17日	長野県宝	1点	後期	
41	毛利輝元書状	[慶長5年(1600)]7月29日	長野県宝	1点	前期	
42	石田三成書状	[慶長5年(1600)]7月晦日	長野県宝	1点	後期	
43	宇喜多秀家等連署書状	[慶長5年(1600)]8月2日	長野県宝	1点	前期	
44	徳川家康画像	天保8年(1837)		1点	後期	
45	徳川家康画像	嘉永元年(1848)		1点	前期	
46	関ヶ原合戦絵巻 下巻	寛政3年(1791)		1巻	前期	長野市立博物館
47	関ヶ原合戦絵巻 下巻	天保4年(1833)		1巻	後期	
48	木椀			1点		原昌彦氏
49	真田昌幸画像			1点		伊東周義氏
50	房州高野山入御供名面		長野県宝	1点		
51	真田昌幸書状	年未詳2月25日		1点		
52	真田昌幸書状	[慶長15年(1610)]11月12日	長野市指定文化財	1点	前期	
53	真田昌幸書状	年未詳卯月27日	長野県宝	1点	後期	
54	本多正信書状	[慶長16年(1611)]6月13日	長野県宝	1点	後期	
55	城昌茂書状	[慶長16年(1611)]6月16日	長野県宝	1点	前期	
56	真田昌幸室カ黒印状	[天正20年(1592)]正月晦日	上田市指定文化財	1点	前期	信綱寺
57	真田昌幸朱印状	[天正10年(1582)]10月25日	上田市指定文化財	1点	後期	信綱寺
58	真田昌幸書状	文禄3年(1594)12月17日	上田市指定文化財	1点	前期	信綱寺
59	真田昌幸書状	天正13年(1585)12月12日	上田市指定文化財	1点	前期	信綱寺
60	真田昌幸書状	慶長8年(1603)3月15日	上田市指定文化財	1点	後期	信綱寺
61	真田昌幸朱印状	天正13年(1585)6月21日		1点	後期	
62	真田昌幸判紙		長野県宝	1点		

安房
卯月廿七日 昌幸(花押)
豆州
参

(吉 30)

海瀨文之丞
足輕衆 東松本
林 勘左衛門尉
同 藤一郎
坂本与三左衛門尉
たばさま与助
松澤彦一郎
上原勘右衛門尉
長沼又右衛門尉
塩入甚三
内河十左衛門尉
竹鼻六右衛門尉
伊藤半之丞
平井源之丞

54 本多正信書状
(端裏上書)
「 本多佐渡守
正信
(捺封墨引) 真田伊豆守様
御報
御親父様、於高野二御遠行之儀、不及是非御事二候、然者、貴公御弔被成度之由、示預候、尤之御事二候共、公儀御はかり之仁二候間、被為得、御誼を候へ、いかゞ之儀候条、いつにても、御父子様御仕合次第、被為得、御意を、其上於、御赦免候、御弔被成可然候、んかと奉存候、御尋候間、貴公御ため二候条、愚意之通啓上仕候、殊二高野二御座被成候而も、無何事御入候へ、いつれ御国御赦免之儀、御袋様より節々被仰下候間、御仕合をためら申候処二、か様之儀幾度申候而も不及是非御事二候、御袋様御内様御力落之由可預御心得二候、恐惶謹言
六月十三日 正信(花押)
(吉 49)

右之衆同心二申付候間、向後被催人衆、一手役奉公可為肝要者也、仍如件、
天正十三年乙酉
六月廿一日 朱印
矢澤三拾郎殿
(矢沢 6)

57 真田昌幸朱印状
寺内門前供二、於向後者しやく御めん被成候者也、為後日仍如件、
午拾月廿五日 朱印
新香寺
(信綱寺)

60 真田昌幸書状
尚々、銀子武刃、目出珍重二候以上、
度々預尊礼候、恐悦之至候、如仰、厥已来者不申承候、此方無替儀候、可御心易候、仍内府様当夏中関東御下向之由風聞候間、拙子事本佐州定可被及披露候か、於于下山者以面拜可申承候、恐惶謹言
安房
卯之三月十五日 昌(花押)
(信綱寺)

61 真田昌幸朱印状
乗馬衆
嶋 甚九郎
同 半之丞
吉澤源兵衛
南条弥左衛門尉

後期 文書翻刻

4 真田信綱判物

四阿別当之事、前々如出置蓮花院、向後異儀有間敷候、猶様体者大熊伯耆守可申者也、仍如件、

天正式年甲戌 真田源太左衛門尉

閏拾一月十一日 信綱(花押)

 当蓮花童子院 (山家神社)

10 真田昌幸判物

定

四阿別当之儀、自信綱如被相渡候、於自今以後聊不可有相違候、然者相応之修理等勤仕肝要候、猶大熊出羽守可申候、仍如件、

天正三年乙亥

十一月十七日 昌幸(花押)

頼甚 (山家神社)

12 武田勝頼書状『戦真』三四

去六日書状具被見、得其意候、弥上田江行の様子并氏政備之体致聞届、節々注進上候、就中小那洲之城本主新井兼執候と自氏政承候も同説候、猶聞東中有珍儀者、早速注進肝要候、隨而家康駿州山西出張之由候之条、彼表へ可出馬旨頭先書候之、去四日敵無功退散候間、先令延引候、其心得専要候、恐々謹言、

九月十日 勝頼 (花押)

真田喜兵衛殿 (畫面 1)

14 武田勝頼条目

◎ 条目

一、堀城之上、吾妻用心普請、無疎略可被申付之事、

付、中山之事、

一、猿京用心普請仕置以下、入于念可被申付事、

付、庭谷自身計休息事、

一、沼田城普請仕置以下、嚴重二可被申付、人夫之儀、当年者赦免候之間、自領主可被相履事、

付、九人衆事、

一、沼田知行割之模様、能々被聞届、各不恐怖様可策謀事、

一、二ヶ条之密計、無油断調略事一候事、

一、佐竹奥州一統之由、其間候、然者分国中往還、無異儀様可被相談事、

付、会津表同前事、

一、当番衆之普請札明事、

一、来調儀之支度、不可有油断事、

付、沼田衆同前事、

一、後閑橋事、

一、庄内諸法度以下、自前々如定法、可被申付之事、

一、藤田へ可遊寄、渡邊居住地事、

一、一宮御社領事、

付、在口上、

一、野馬事、

以上、

六月七日

真田安房守殿

(吉 14)

17 真田昌幸書状

今般任御指図、令出陣候条、於如存分二者、於領分之内、千貫文之所可進置之候、万端御肝煎憑入候、恐々謹言、

天正十年壬午 真田

六月十六日 昌幸(花押)

鎌原宮内少輔殿 (伏島家文書)

18 徳川家康書状

(懸紙上書)

「八代左衛門尉殿 家康」

〔一切封墨引〕

急度令申候、仍真田安房守此方へ令一味候間、自其方彼館へ行等、諸事御遠慮故候、其段則景勝も巨細理候、然者敵之儀、今拙悉可打果候間、可御心安候、尚令期後信之時候、恐々謹言、

九月十九日 家康(花押)

八代左衛門尉殿 (千曲市教育委員会)

21 北条氏朱印状

(懸紙上書)

〔称津宮内太輔殿〕

此度真田就逆心、無二可被拙忠信由感悦候、何於海野領之内四千貫文進置候亦可被相稼事専一候、仍如件、

天正十年壬午

十月廿五日 　　 奉之

称津宮内太輔殿

(称津 6)

24 須田満親書状

尚々、其元晝夜御苦勞察入候、御稼之段并二御証人被指越候、則貴府申達候、以上、

雖未申通候、一輪令啓候、今度爲御証人御幼若之方越御申、痛入存

候、於于其口御稼之由、無是非次第候、先日曲尾筋江助勢申候責重而今日人数指遣候、御用等無御隔心可被仰談候、洪水路次不自由故、吾等運參所存之外二候、何様以面談可申承候、恐々謹言、

須田相模守

八月廿九日 満親(花押)

矢澤三十郎殿 御宿所 (矢沢 7)

25 真田信之(信幸)書状

芳礼披見、仍從遠州出勢候間、去二日於国分寺遂一戦、千三百余討捕、備任存分候、然者、南衆其表へ可相動之由於必然者、堅固之備任入候、恐々謹言、

閏八月十三日 信幸(花押)

下豊

恩伊 源三郎

木甚

恩越

発三

(吉 238)

29 上杉景勝書状

(懸紙上書)

〔称津宮内太輔殿 從長沼〕

今般真田安房守令同心、復先忠之條、感悦不淺候、因茲使者到来快然候、於巨細者、同名勅負尉可有口裏候、恐々謹言、

九月五日 景勝(花押)

称津宮内太輔殿

(称津 10)

30 真田昌幸書状

急度奉啓上候、当境無異儀候、仍申来候者、甲州 佐久郡 諏方郡主 指置候平岩七之助・芝田七九・大久保七郎右衛門尉、何をも遠州三召寄候由、如何様之致相談候哉、不被存候、甲州辺へ目付差越、様子承届候者、急度注進可申候、此等之趣可預御披露候、恐惶謹言、

真田安房守

十一月十七日 昌幸(花押)

直江山城守殿 (長野市立博物館寄託文書)

32 豊臣秀吉判物

「真田安房守とのへ」

未申遣候之処、道茂所之書状、披見候、委細段被聞召届候、其方進退之儀、何之道理も不迷惑様二可申付候間、可心易候、小笠原石近大夫与弥申談、無越度様二其覚悟尤候、猶淺度可申候也、

拾月十七日(花押)

真田安房守とのへ

(吉 18)

36 豊臣秀吉朱印状

其方相抱なく、の城、今度北條境目者共令手遣、物主訂果、彼用害北条方江法之旨候、此比氏政可致出仕由最前依御請申、縦雖有表裏、其段不被相構、先被差越御上使、沼田城被渡遣、其外知行方以下被相究候処、右勤無是非次第候、此上北条於出仕申茂、彼々々々之趣、取懸計果候者其於不令成敗者、北條赦免之儀不可在之候、得其意、境目諸城共来春迄人数入置、堅固可申付候、自然其面人数入候者、小笠原・河中嶋江茂申遣候、注進候て召寄彼徒党等、可懸留置候、誠对天下被公事表裏仕、重々不相屈動於在之者、何之所成共、境目者共一騎懸二被仰付、自身被出御馬、惡逆人等可被爲刎首儀、案之中被思召候間、心易可存知候、右之境目又八家中者共二此書中相見、可成競候、北条一札之旨於相述者、其方儀本知事不及申、新知等可被仰付候、委曲淺野弾正少弼・石田治部少輔可申候也、

十一月廿一日 ◎

真田安房守とのへ

(吉 20)

37 豊臣秀吉朱印状

大幡燭三三挺、雁十羽到来、悦思食候、然者其許儀入念申付、瞭明次第可罷上旨被聞召候、諸事無油断申付罷上儀者、其方次第候也、

十一月廿一日 ◎

真田安房守とのへ (片岡久晴氏)

40 長東正家等通書書状

急度申入候、今度景勝発向之儀、内府公上卷之誓紙并被背、大閣様御置目、秀頼様被見捨出馬候間、各申談、及楯鉾候、内府公御違之条々別紙二相見候、此旨尤と思召、大閣様不被相忘御恩賞候へ、秀頼様へ可有御忠節候、恐々謹言、

長大

七月十七日 正家(花押)

増右

長盛(花押)

徳善

玄(以印判)

真田安房守殿

御宿所

(吉 44)

42 石田三成書状

「〔一切封墨引〕 自

真房州 石石少

御報 一

去廿一日二兩度之御使札、同廿七日於江佐到来、令拜見候、

50 房州高野山入御供名面

〔包紙上書〕

「高野山御入御供名面」